

平成 22 年 3 月 31 日  
内 閣 府

## 平成 22 年度 P F I 関連支援措置等

### 1. 予算等

#### 1 - 1 予算

(単位：百万円)

| 要求<br>機関 | 分類 | 事項                                   | 新規・拡充<br>継続の別 | 概要                         | 22年度<br>予算   |
|----------|----|--------------------------------------|---------------|----------------------------|--------------|
| 内閣府      | 調査 | 民間資金等活用事業調査費                         | 継続            | P F I 事業の推進を図るために必要な経費。    | 69           |
|          | -  | 民間資金等活用事業推進委員会経費                     | 継続            | 民間資金等活用事業推進委員会の運営等に必要な経費。  | 4            |
|          | 事業 | 民間資金等活用官庁施設維持管理運営                    | 継続            | 中央合同庁舎第 8 号館整備等事業に係る事業費。   | 0            |
| 警察庁      | 事業 | P F I 方式による警察学校施設整備等事業に係るアドバイザー業務の委託 | 継続            | 大阪府警察学校整備等事業に係るアドバイザー委託。   | 25           |
|          | 事業 | 富山県警察学校整備事業に係る事業費                    | 継続            | 富山県警察学校整備等事業に係る事業費。        | 237          |
|          | 事業 | 鹿児島県警察学校整備事業に係る事業費                   | 継続            | 鹿児島県警察学校整備等事業に係る事業費。       | 383          |
|          | 事業 | 大阪府警察学校整備事業に係る事業費                    | 継続            | 大阪府警察学校整備等事業に係る事業費。        | 0            |
|          | 事業 | 民間資金等活用官庁施設維持管理運営                    | 継続            | 東雲合同庁舎（仮称）整備等事業に係る維持管理運営費。 | 0            |
|          | 補助 | 都道府県警察施設整備費補助金                       | 継続            | 都道府県警察施設の整備に対する補助。         | 4,283<br>の内数 |

分類中「事業」とは、国等が実施する具体的な P F I 事業に係る経費（実施方針やVFM等の調査検討に係る経費、アドバイザー経費を含む）。

「補助」とは、地方公共団体等が実施する P F I 事業の事業費について国が補助することが可能な（或いは可能となるように制度改正を要求する）国庫補助制度であり、当該年度に P F I 事業に対する補助が見込まれていない制度も記載している。

「調査」とは、国等が P F I 方式の適用等についての一般的な検討を行うための経費。

「調査補助」とは、地方公共団体等が実施する P F I 事業の導入に係る調査費用について国が補助する制度。

(単位：百万円)

| 要求<br>機関 | 分類 | 事項                                 | 新規・拡充<br>継続の別 | 概要                                     | 22年度<br>予算 |
|----------|----|------------------------------------|---------------|--|------------|
| 金融庁      | 事業 | 民間資金等活用官庁施設維持管理運営費                 | 継続            | 中央合同庁舎第7号館整備等事業に係る事業費。                 | 532        |
| 総務省      | 調査 | 地方公共団体におけるPFI事業等の推進のための方策の検討に要する経費 | 継続            | 地方公共団体においてPFI事業等を推進するうえでの課題等の調査・研究     | 3          |
|          | 事業 | 民間資金等活用官庁施設維持管理運営                  | 継続            | 盛岡第2地方合同庁舎(仮称)整備等事業に係る事業費。             | 0          |
|          | 事業 | 民間資金等活用官庁施設維持管理運営                  | 継続            | 甲府地方合同庁舎(仮称)・公務員宿舍甲府住宅(仮称)整備等事業に係る事業費。 | 0          |
|          | 事業 | 民間資金等活用官庁施設維持管理運営                  | 継続            | 大津地方合同庁舎(仮称)整備等事業に係る事業費。               | 0          |
|          | 事業 | 民間資金等活用官庁施設維持管理運営                  | 継続            | 熊本合同庁舎B棟整備等事業に係る事業費。                   | 0          |
|          | 事業 | 民間資金等活用官庁施設維持管理運営                  | 継続            | 九段第3合同庁舎・千代田区役所本庁舎整備等事業に係る事業費。         | 42         |
|          | 事業 | 民間資金等活用官庁施設維持管理運営                  | 継続            | 熊本地方合同庁舎(A棟)に係る維持管理・整備費。               | 34         |
|          | 事業 | 民間資金等活用官庁施設維持管理運営                  | 継続            | 中央合同庁舎第8号館整備等事業に係る事業費。                 | 0          |

分類中「事業」とは、国等が実施する具体的なPFI事業に係る経費(実施方針やVFM等の調査検討に係る経費、アドバイザー経費を含む)。

「補助」とは、地方公共団体等が実施するPFI事業の事業費について国が補助することが可能な(或いは可能となるように制度改正を要求する)国庫補助制度であり、当該年度にPFI事業に対する補助が見込まれていない制度も記載している。

「調査」とは、国等がPFI方式の適用等についての一般的な検討を行うための経費。

「調査補助」とは、地方公共団体等が実施するPFI事業の導入に係る調査費用について国が補助する制度。

(単位：百万円)

| 要求<br>機関 | 分類 | 事項                                       | 新規・拡充<br>継続の別 | 概要   | 22年度<br>予算 |
|----------|----|--|---------------|--|------------|
| 法務省      | 事業 | 民間資金等活用事業に必要な経費                          | 継続            | P F I手法及び公共サービス改革法を活用した刑事施設におけるリスク分担の調整等に資するためのアドバイザー委託。 | 39<br>の内数  |
|          | 事業 | 民間資金等活用裁判所施設整備等事業                        | 継続            | 東京簡易裁判所墨田分室庁舎整備等事業に係る事業費。                                | 7          |
|          | 事業 | 民間資金等活用法務省施設整備等事業                        | 継続            | 苫小牧法務総合庁舎整備等事業に係る事業費。                                    | 100        |
|          | 事業 | 民間資金等活用法務省施設整備等事業<br>民間資金等活用矯正施設維持管理運営経費 | 継続            | 美祢社会復帰促進センター整備・運営事業に係る事業費。                               | 2,904      |
|          | 事業 | 民間資金等活用法務省施設整備等事業<br>民間資金等活用矯正施設維持管理運営経費 | 継続            | 島根あさひ社会復帰促進センター整備・運営事業に係る事業費。                            | 5,264      |
|          | 事業 | 民間資金等活用矯正施設維持管理運営経費                      | 継続            | 喜連川社会復帰促進センター等運営事業及び播磨社会復帰促進センター等運営事業に係る事業費。             | 4,370      |
|          | 事業 | 民間資金等活用官庁施設維持管理運営経費                      | 継続            | 盛岡第2地方合同庁舎（仮称）整備等事業に係る事業費。                               | 0          |
|          | 事業 | 民間資金等活用官庁施設維持管理運営経費                      | 継続            | 立川地方合同庁舎（仮称）整備等事業に係る事業費。                                 | 0          |
|          | 事業 | 民間資金等活用官庁施設維持管理運営経費                      | 継続            | 甲府地方合同庁舎（仮称）・公務員宿舍甲府住宅（仮称）整備等事業に係る事業費。                   | 0          |
|          | 事業 | 民間資金等活用官庁施設維持管理運営経費                      | 継続            | 大津地方合同庁舎（仮称）整備等事業に係る事業費。                                 | 0          |

分類中「事業」とは、国等が実施する具体的なP F I事業に係る経費（実施方針やVFM等の調査検討に係る経費、アドバイザー経費を含む）。

「補助」とは、地方公共団体等が実施するP F I事業の事業費について国が補助することが可能な（或いは可能となるように制度改正を要求する）国庫補助制度であり、当該年度にP F I事業に対する補助が見込まれていない制度も記載している。

「調査」とは、国等がP F I方式の適用等についての一般的な検討を行うための経費。

「調査補助」とは、地方公共団体等が実施するP F I事業の導入に係る調査費用について国が補助する制度。

(単位：百万円)

| 要求<br>機関 | 分類 | 事項                   | 新規・拡充<br>継続の別 | 概要  | 22年度<br>予算 |
|----------|----|----------------------|---------------|---|------------|
| 外務省      | 事業 | 民間資金等活用事業関係費         | 継続            | 在エジプト日本国大使館新事務所整備等事業の事業監視等を行うために必要な経費。      | 2          |
|          | 事業 | 民間資金等活用在外公館施設整備等事業   | 継続            | 在エジプト日本国大使館新事務所整備等事業に係る事業費。                 | 321        |
| 財務省      | 事業 | P F I 方式による公務員宿舍整備事業 | 継続            | 公務員宿舍整備事業に係る事業費。                            | 16,112     |
|          | 事業 | 公共施設等維持管理運営費         | 継続            | 九段第3合同庁舎・千代田区役所本庁舎整備等事業に係る事業費。              | 51         |
|          | 事業 | 公共施設等維持管理運営費         | 継続            | 熊本合同庁舎B棟整備等事業に係る事業費。<br>(A棟 維持管理・運営費)       | 45         |
|          | 事業 | 公共施設等維持管理運営費         | 継続            | 甲府地方合同庁舎(仮称)・公務員宿舍甲府住宅(仮称)整備等事業に係る維持管理・運営費等 | 0          |
|          | 事業 | 公共施設等維持管理運営費         | 継続            | 立川地方合同庁舎(仮称)整備等事業に係る維持管理・運営費等               | 0          |
|          | 事業 | 公共施設等維持管理運営費         | 継続            | 大津地方合同庁舎(仮称)整備等事業に係る維持管理・運営費等               | 0          |

分類中「事業」とは、国等が実施する具体的なP F I事業に係る経費(実施方針やVFM等の調査検討に係る経費、アドバイザー経費を含む)。

「補助」とは、地方公共団体等が実施するP F I事業の事業費について国が補助することが可能な(或いは可能となるように制度改正を要求する)国庫補助制度であり、当該年度にP F I事業に対する補助が見込まれていない制度も記載している。

「調査」とは、国等がP F I方式の適用等についての一般的な検討を行うための経費。

「調査補助」とは、地方公共団体等が実施するP F I事業の導入に係る調査費用について国が補助する制度。

(単位：百万円)

| 要求機関  | 分類 | 事項  | 新規・拡充<br>継続の別 | 概要  | 22年度<br>予算                  |
|-------|----|---|---------------|---|-----------------------------|
| 文部科学省 | 事業 | 民間資金等を活用した官庁施設の維持管理及び運営に必要な経費(文部科学本省)<br>民間資金等を活用した官庁施設の維持管理及び運営に必要な経費(文化庁)<br>民間資金等活用官庁施設維持管理運営等(国立教育政策研究所)<br>民間資金等活用官庁施設維持管理運営等(科学技術政策研究所) | 継続            | 中央合同庁舎第7号館整備等事業に係る維持管理運営費等。                                       | 830                         |
|       | 補助 | 国立大学法人運営費交付金  | 継続            | 国立大学法人運営費交付金の算定に国立大学法人等のPFI事業に係る実施準備のための経費相当分及び維持管理運営費相当分が含まれている。 | 1,158,515<br>の内数            |
|       | 補助 | 国立大学法人施設整備費補助金  | 継続            | 国立大学法人等の施設整備のための経費。   | 45,217<br>の内数               |
|       | 補助 | 公立学校施設整備費   | 継続            | 子どもたちの安全を確保し、安心して学べる環境を整備するため、公立学校施設の耐震化の推進等を進める。                 | 115,136<br>の内数 <sup>1</sup> |

<sup>1</sup> 内閣府で計上を行っている沖縄県分の金額を含む。

分類中「事業」とは、国等が実施する具体的なPFI事業に係る経費(実施方針やVFM等の調査検討に係る経費、アドバイザー経費を含む)。

「補助」とは、地方公共団体等が実施するPFI事業の事業費について国が補助することが可能な(或いは可能となるように制度改正を要求する)国庫補助制度であり、当該年度にPFI事業に対する補助が見込まれていない制度も記載している。

「調査」とは、国等がPFI方式の適用等についての一般的な検討を行うための経費。

「調査補助」とは、地方公共団体等が実施するPFI事業の導入に係る調査費用について国が補助する制度。

(単位：百万円)

| 要求<br>機関 | 分類 | 事項                                      | 新規・拡充<br>継続の別 | 概要   | 22年度<br>予算    |
|----------|----|---|---------------|--|---------------|
| 厚生労働省    | 事業 | 国立医薬品食品衛生研究所施設整備経費<br>(府中移転に係るアドバイザー経費) | 継続            | 平成21年度にPFI方式による導入可能性調査を行い、事業スキーム・リスク分担の検討、民間事業者参入の可能性、VFMの算定等を実施することにより、PFI方式による事業運営の可否を検討した結果、可となった際に、平成22年度に研究施設のPFIによる整備に係るアドバイザー委託を実施する。 | 8             |
|          | 事業 | 民間資金等活用官庁施設維持管理運営費                      | 継続            | 民間資金等活用官庁施設維持管理運営費。  | 108           |
|          | 補助 | 医療施設等施設整備費補助金                           | 継続            | 医療供給体制の基盤整備を図るため、地方公共団体等が行うべき地保健医療対策等に係る施設整備事業に対して助成を行う。   | 451           |
|          | 補助 | 水道施設整備費補助                               | 継続            | 水道事業体(都道府県、市町村及び一部事務組合)の水道施設の整備に対する補助。   | 46,948<br>の内数 |
|          | 補助 | 次世代育成支援対策施設整備交付金                        | 継続            | 地方公共団体の児童福祉施設等の整備に対する支援。   | 5,033<br>の内数  |
|          | 補助 | 地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金                     | 継続            | 地方公共団体の介護サービス基盤整備に対する支援。   | 26,300<br>の内数 |

分類中「事業」とは、国等が実施する具体的なPFI事業に係る経費(実施方針やVFM等の調査検討に係る経費、アドバイザー経費を含む)。

「補助」とは、地方公共団体等が実施するPFI事業の事業費について国が補助することが可能な(或いは可能となるように制度改正を要求する)国庫補助制度であり、当該年度にPFI事業に対する補助が見込まれていない制度も記載している。

「調査」とは、国等がPFI方式の適用等についての一般的な検討を行うための経費。

「調査補助」とは、地方公共団体等が実施するPFI事業の導入に係る調査費用について国が補助する制度。

(単位：百万円)

| 要求<br>機関 | 分類 | 事項               | 新規・拡充<br>継続の別 | 概要   | 22年度<br>予算                  |
|----------|----|------------------|---------------|--|-----------------------------|
| 農林水産省    | 補助 | 地域バイオマス利活用整備交付金  | 継続            | バイオマスタウン構想の実現に向けたバイオマス変換施設等の整備に対する支援。  | 3,894<br>の内数                |
|          | 補助 | 強い農業づくり交付金       | 拡充            | 公設卸売市場の施設整備に対する支援(メニューの一部)。<br>リサイクル施設、情報通信施設、農林業等活性化基盤施設の整備に対する支援(メニューの一部)。<br>種子種苗生産関連施設等の整備に対する支援(メニューの一部)。<br>研修教育施設等の整備に対する支援(メニューの一部)。 | 14,385<br>の内数               |
|          | 補助 | 畜産環境総合整備事業       | 継続            | 都道府県、都道府県公社等の行う家畜排せつ物処理施設・還元用草地等の整備に対する補助。   | 150,000<br>の内数 <sup>2</sup> |
|          | 補助 | 経営体育成交付金         | 新規            | リサイクル施設、農林業等活性化基盤施設の整備に対する支援(メニューの一部)。   | 8,145<br>の内数                |
|          | 補助 | 農山漁村活性化対策整備交付金   | 継続            | 定住や二地域間居住、都市との地域間交流を促進することにより、農山漁村の活性化を図るため、地域の創意工夫による取組を総合的かつ機動的に支援。  | 24,490<br>の内数               |
|          | 補助 | かんがい排水事業費補助      | 継続            | 都道府県の農業用水利施設等整備に対する補助。   | 9,724<br>の内数                |
|          | 補助 | 経営体育成基盤整備事業費補助   | 継続            | 農業用排水施設、農道等の整備に対する補助。  | 12,073<br>の内数 <sup>3</sup>  |
|          | 補助 | 農道整備事業費補助        | 継続            | 農道の整備に対する補助。(継続地区のみ。)  | 150,000<br>の内数 <sup>2</sup> |
|          | 補助 | 村づくり交付金          | 継続            | 市町村等の農業生産基盤と生活環境の総合的な整備に対する支援。   | 3,667<br>の内数                |
|          | 補助 | 農業集落排水資源循環統合補助事業 | 継続            | 市町村等の農業集落におけるし尿、生活雑排水等の汚水、汚泥又は雨水を処理する施設等の整備に対する補助。   | 150,000<br>の内数 <sup>2</sup> |

<sup>2</sup> 平成22年度予算において「農山漁村地域整備交付金」に移行。

<sup>3</sup> これに加えて「農山漁村地域整備交付金」(1,500億円)の内数。

分類中「事業」とは、国等が実施する具体的なPFI事業に係る経費(実施方針やVFM等の調査検討に係る経費、アドバイザー経費を含む)。

「補助」とは、地方公共団体等が実施するPFI事業の事業費について国が補助することが可能な(或いは可能となるように制度改正を要求する)国庫補助制度であり、当該年度にPFI事業に対する補助が見込まれていない制度も記載している。

「調査」とは、国等がPFI方式の適用等についての一般的な検討を行うための経費。

「調査補助」とは、地方公共団体等が実施するPFI事業の導入に係る調査費用について国が補助する制度。

(単位：百万円)

| 要求機関  | 分類 | 事項                                    | 新規・拡充<br>継続の別 | 概要   | 22年度<br>予算                  |
|-------|----|---------------------------------------|---------------|--|-----------------------------|
| 農林水産省 | 補助 | 農山漁村地域整備交付金                           | 新規            | 自治体が農山漁村地域のニーズにあった計画を自ら策定し、農業農村、森林、水産各分野における公共事業を自由に選択して行う総合的、一体的な整備の支援。   | 150,000<br>の内数              |
|       | 補助 | 森林・林業・木材産業づくり交付金の内、森林整備・林業等振興施設整備交付金  | 継続            | 森林の有する多面的機能の発揮、林業の持続的かつ健全な発展並びに林産物の供給及び利用の確保に資する施策を総合的かつ計画的に推進するための施設整備に対する支援。   | 7,085<br>の内数                |
|       | 補助 | 公的森林整備推進事業                            | 継続            | 分収林制度の活用により実施される市町村有林の整備に対する補助。  | 150,000<br>の内数 <sup>2</sup> |
|       | 補助 | 水産基盤整備費の内、水産物供給基盤整備事業費補助及び漁村総合整備事業費補助 | 継続            | 都道府県及び市町村が行う水産業の生産基盤と漁村の生活環境施設の整備に対する補助。   | 53,863<br>の内数               |
| 経済産業省 | 補助 | 工業用水道事業費補助金                           | 継続            | 産業活動の基盤となる工業用水の豊富低廉な供給により、工業の健全な発達を図るため、地方公共団体等が行う工業水道の整備費(建設、改築等の費用)に対して補助を行う。  | 2,168<br>の内数                |
|       | 補助 | 電源地域産業関連施設等整備費補助金                     | 継続            | 電源地域のうち、企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律(企業立地促進法)における同意集積区域において、地方公共団体等が行う産業関連施設等整備事業に要する経費に対し補助を行う。  | 91<br>の内数                   |
|       | 補助 | 地域企業立地促進等共用施設整備費補助金                   | 継続            | 地域が主体となって産業集積の形成・活性化を進める地域において、産業集積の中核を担う企業群の受け皿となるべき工場、事業場、物流施設等のインフラを整備することを目的として、企業立地促進法の規定により国の同意を得た基本計画の集積区域内における貸工場、貸事業場等の共用施設等を整備する事業に対して支援を行う。 | 1,376<br>の内数                |

分類中「事業」とは、国等が実施する具体的なPFI事業に係る経費(実施方針やVFM等の調査検討に係る経費、アドバイザー経費を含む)。

「補助」とは、地方公共団体等が実施するPFI事業の事業費について国が補助することが可能な(或いは可能となるように制度改正を要求する)国庫補助制度であり、当該年度にPFI事業に対する補助が見込まれていない制度も記載している。

「調査」とは、国等がPFI方式の適用等についての一般的な検討を行うための経費。

「調査補助」とは、地方公共団体等が実施するPFI事業の導入に係る調査費用について国が補助する制度。

(単位：百万円)

| 要求<br>機関 | 分類 | 事項                    | 新規・拡充<br>継続の別 | 概要  | 22年度<br>予算  |
|----------|----|-----------------------|---------------|---|-------------|
| 国土交通省    | 事業 | P F I による整備に必要な事業調査   | 継続            | 官庁施設の P F I による整備に係るアドバイザー委託等。<br>(中央合同庁舎第 4 号館等 9 施設)  | 226         |
|          | 事業 | P F I による整備に必要な事業調査   | 継続            | 東京国際空港国際線地区における P F I 事業調整業務に係るアドバイザー委託等。               | 50          |
|          | 事業 | 気象庁虎ノ門庁舎整備等事業         | 継続            | 気象庁虎ノ門庁舎(仮称)・港区立教育センター整備等事業に係る事業費。                      | 0           |
|          | 事業 | 民間資金等活用官庁施設維持管理運営     | 継続            | 気象庁虎ノ門庁舎(仮称)・港区立教育センター整備等事業に係る維持管理運営費。                  | 0           |
|          | 事業 | 民間資金等活用静止気象衛星施設維持管理運営 | 新規            | 静止地球環境観測衛星の運用等事業に係る事業費。                                 | 0           |
|          | 事業 | 中央合同庁舎第 7 号館整備等事業     | 継続            | 中央合同庁舎第 7 号館整備等事業に係る事業費。<br>(上：一般会計 下：特定国有財産整備特別会計)     | 5,048<br>77 |
|          | 事業 | 中央合同庁舎第 8 号館整備等事業     | 継続            | 中央合同庁舎第 8 号館整備等事業に係る事業費。                                | 0           |
|          | 事業 | 九段第 3 合同庁舎整備等事業       | 継続            | 九段第 3 合同庁舎・千代田区役所本庁舎整備等事業に係る事業費。<br>(上：一般会計 下：道路整備特別会計) | 613<br>他    |
|          | 事業 | 盛岡第 2 地方合同庁舎整備等事業     | 継続            | 盛岡第 2 地方合同庁舎(仮称)整備等事業に係る事業費。                            | 0           |
|          | 事業 | 立川地方合同庁舎整備等事業         | 継続            | 立川地方合同庁舎(仮称)整備等事業に係る事業費。                                | 0           |
|          | 事業 | 甲府地方合同庁舎整備等事業         | 継続            | 甲府地方合同庁舎(仮称)・公務員宿舍甲府住宅(仮称)整備等事業に係る事業費。                  | 0           |
|          | 事業 | 大津地方合同庁舎整備等事業         | 継続            | 大津地方合同庁舎(仮称)整備等事業に係る事業費。                                | 0           |
|          | 事業 | 熊本地方合同庁舎( 期)整備等事業     | 継続            | 熊本地方合同庁舎 B 棟整備等事業に係る事業費。                                | 0           |

分類中「事業」とは、国等が実施する具体的な P F I 事業に係る経費(実施方針やVFM等の調査検討に係る経費、アドバイザー経費を含む)。

「補助」とは、地方公共団体等が実施する P F I 事業の事業費について国が補助することが可能な(或いは可能となるように制度改正を要求する)国庫補助制度であり、当該年度に P F I 事業に対する補助が見込まれていない制度も記載している。

「調査」とは、国等が P F I 方式の適用等についての一般的な検討を行うための経費。

「調査補助」とは、地方公共団体等が実施する P F I 事業の導入に係る調査費用について国が補助する制度。

(単位：百万円)

| 要求<br>機関 | 分類 | 事項                       | 新規・拡充<br>継続の別 | 概要   | 22年度<br>予算   |
|----------|----|--------------------------|---------------|--|--|
| 国土交通省    | 事業 | 東雲合同庁舎整備等事業              | 継続            | 東雲合同庁舎（仮称）整備等事業に係る事業費。   | 0  |
|          | 事業 | 民間資金等活用官庁施設維持管理運営        | 継続            | 東雲合同庁舎（仮称）整備等事業に係る維持管理運営費。                                     | 0  |
|          | 事業 | 東京国税局整備等事業               | 継続            | 東京国税局（仮称）整備等事業に係る事業費。  | 0  |
|          | 事業 | 佐原広域交流拠点PFI事業            | 継続            | 佐原広域交流拠点PFI事業に係る事業費。   | 64   |
|          | 事業 | 東京国際空港国際線地区エプロン等整備等事業    | 継続            | 東京国際空港国際線地区エプロン等整備等事業に係る事業費。                                   | 3,016  |
|          | 事業 | 航空保安大学校移転整備              | 継続            | 航空保安大学校本校移転整備等事業に係る事業費。  | 984  |
|          | 事業 | 民間資金等活用航空路整備等事業          | 継続            | 那覇航空交通管制部管理棟建替整備等事業に係る事業費。                                     | 343  |
|          | 補助 | 都市再生推進事業（都市再生総合整備事業）     | 継続            | 地方公共団体等が行う都市基盤施設の整備など都市再生を促す事業に対する総合的な支援。                      | 22,000億円の<br>内数 <sup>4</sup>                               |
|          | 補助 | 市街地再開発事業費補助              | 継続            | 市街地再開発事業の事業者が行う施設建築物等の整備に対する補助。<br>（上：一般会計 下：社会資本整備事業特別会計業務勘定） | 3,840<br>の内数 <sup>5</sup><br>1,335,736の<br>内数 <sup>5</sup> |
|          | 補助 | 都市・地域交通戦略推進事業費補助         | 継続            | 都市交通システムを総合的に整備する事業に対する補助。                                     | 38<br>の内数 <sup>5</sup>                                     |
|          | 補助 | 都市公園事業費補助<br>都市公園防災事業費補助 | 継続            | 地方公共団体の都市公園事業に係る経費に対する補助。<br>地方公共団体の防災公園事業に係る経費に対する補助。         | 7,938<br>の内数 <sup>5</sup>                                  |

<sup>4</sup> 平成22年度予算において「社会資本整備総合交付金（仮称）」（22,000億円）の内数。

<sup>5</sup> これに加えて「社会資本整備総合交付金（仮称）」（22,000億円）の内数。

分類中「事業」とは、国等が実施する具体的なPFI事業に係る経費（実施方針やVFM等の調査検討に係る経費、アドバイザー経費を含む）。

「補助」とは、地方公共団体等が実施するPFI事業の事業費について国が補助することが可能な（或いは可能となるように制度改正を要求する）国庫補助制度であり、当該年度にPFI事業に対する補助が見込まれていない制度も記載している。

「調査」とは、国等がPFI方式の適用等についての一般的な検討を行うための経費。

「調査補助」とは、地方公共団体等が実施するPFI事業の導入に係る調査費用について国が補助する制度。

(単位：百万円)

| 要求<br>機関 | 分類 | 事項           | 新規・拡充<br>継続の別 | 概要  | 22年度<br>予算                                 |
|----------|----|--------------|---------------|---|--|
| 国土交通省    | 補助 | 下水道事業        | 継続            | 地方公共団体の下水道整備に係る経費に対する支援。  | 54,557<br>の内数 <sup>5</sup>                 |
|          | 補助 | 街路事業費補助      | 継続            | 地方公共団体等が行う都市計画道路の整備に対する補助。                                      | 1,335,736<br>の内数 <sup>5</sup>              |
|          | 補助 | 土地区画整理事業費補助  | 継続            | 土地区画整理事業の公共施設整備等に対する補助。<br>(上：一般会計 下：社会資本整備事業特別会計業務勘定)          | 12<br>の内数<br>1,335,736<br>の内数 <sup>5</sup> |
|          | 補助 | まちづくり交付金     | 継続            | 市町村が作成した都市再生整備計画に基づき実施される事業等の費用に充当するために交付する交付金。                 | 22,000億円の<br>内数 <sup>4</sup>               |
|          | 補助 | 暮らし・にぎわい再生事業 | 継続            | 中心市街地活性化基本計画の区域において、都市機能導入施設等(公益施設、住宅、商業等の機能を有する施設等)の整備等に対する補助。 | 22,000億円の<br>内数 <sup>4</sup>               |
|          | 補助 | 道路整備事業費      | 継続            | 都道府県及び市町村が行う道路の整備に対する補助。  | 1,335,736<br>の内数 <sup>5</sup>              |
|          | 補助 | 地域住宅交付金      | 継続            | 公営住宅等の整備に関する助成。   | 22,000億円の<br>内数 <sup>4</sup>               |
|          | 補助 | 優良建築物等整備事業   | 継続            | 優良建築物等整備事業の事業者が行う施設建築物等の整備に対する補助。                               | 22,000億円の<br>内数 <sup>4</sup>               |
|          | 補助 | 港湾改修費補助      | 継続            | 港湾管理者が行う港湾の基本施設(水域施設、外郭施設、係留施設、臨港交通施設)の整備に対する補助。                | 165,489<br>の内数 <sup>5</sup>                |
|          | 補助 | 空港整備事業費補助    | 継続            | 地方公共団体の空港整備に対する補助。  | 5,021<br>の内数                               |
|          | 補助 | 北海道開発事業費     | 継続            | 市町村等が行う廃棄物処理・リサイクル施設及び浄化槽の整備に対する交付金。                            | 1,483<br>の内数                               |

分類中「事業」とは、国等が実施する具体的なPFI事業に係る経費(実施方針やVFM等の調査検討に係る経費、アドバイザー経費を含む)。

「補助」とは、地方公共団体等が実施するPFI事業の事業費について国が補助することが可能な(或いは可能となるように制度改正を要求する)国庫補助制度であり、当該年度にPFI事業に対する補助が見込まれていない制度も記載している。

「調査」とは、国等がPFI方式の適用等についての一般的な検討を行うための経費。

「調査補助」とは、地方公共団体等が実施するPFI事業の導入に係る調査費用について国が補助する制度。

(単位：百万円)

| 要求<br>機関 | 分類       | 事項                                 | 新規・拡充<br>継続の別 | 概要  | 22年度<br>予算    |
|----------|----------|------------------------------------|---------------|---|---------------|
| 環境省      | 調査<br>補助 | 循環型社会形成推進交付金                       | 継続            | 市町村等が行う廃棄物処理・リサイクル施設及び浄化槽の整備に必要な調査等に要する費用に対する交付金。 | 46,813<br>の内数 |
|          | 補助       | 循環型社会形成推進交付金                       | 継続            | 市町村等が行う廃棄物処理・リサイクル施設及び浄化槽の整備に対する交付金。              | 46,813<br>の内数 |
|          | 補助       | 廃棄物処理施設整備費（産業廃棄物処理施設モデル的整備事業）国庫補助金 | 継続            | 廃棄物処理センター及びPFI選定事業者の産業廃棄物処理施設整備に対する補助。            | 1,100<br>の内数  |
| 防衛省      | 事業       | PFI方式による史料館整備等事業に係る事業費             | 継続            | 海上自衛隊呉史料館（仮称）整備等事業に係る事業費。                         | 433           |
|          | 事業       | PFI方式による公務員宿舎整備等事業                 | 継続            | 立川公務員宿舎（仮称）整備等事業に係る事業費。                           | 555           |
|          | 事業       | 民間資金等活用官庁施設維持管理運営                  | 継続            | 甲府地方合同庁舎（仮称）・公務員宿舎甲府住宅（仮称）整備等事業に係る事業費。            | 0             |
|          | 事業       | 民間資金等活用官庁施設維持管理運営                  | 継続            | 大津地方合同庁舎（仮称）整備等事業に係る事業費。                          | 0             |
|          | 事業       | 民間資金等活用官庁施設維持管理運営                  | 継続            | 立川地方合同庁舎（仮称）整備等事業に係る事業費。                          | 0             |
|          | 事業       | 民間資金等活用官庁施設維持管理運営                  | 継続            | 熊本地方合同庁舎B棟整備等事業に係る事業費。                            | 0             |

分類中「事業」とは、国等が実施する具体的なPFI事業に係る経費（実施方針やVFM等の調査検討に係る経費、アドバイザー経費を含む）。

「補助」とは、地方公共団体等が実施するPFI事業の事業費について国が補助することが可能な（或いは可能となるように制度改正を要求する）国庫補助制度であり、当該年度にPFI事業に対する補助が見込まれていない制度も記載している。

「調査」とは、国等がPFI方式の適用等についての一般的な検討を行うための経費。

「調査補助」とは、地方公共団体等が実施するPFI事業の導入に係る調査費用について国が補助する制度。

(単位：百万円)

| 要求機関  | 分類 | 事項                | 新規・拡充<br>継続の別 | 概要  | 22年度<br>予算 |
|-------|----|-------------------|---------------|---|------------|
| 会計検査院 | 事業 | 民間資金等活用官庁施設維持管理運営 | 継続            | 中央合同庁舎第7号館整備等事業に係る事業費。                          | 428        |
| 衆議院   | 事業 | 新議員宿舍整備等事業経費      | 継続            | 衆議院赤坂議員宿舍整備等事業に係る事業費。                           | 1,234      |
|       | 事業 | 新議員会館整備等事業経費      | 継続            | 衆議院新議員会館整備等事業に係る事業費。                            | 14,329     |
| 参議院   | 事業 | 参議院新議員会館整備等事業     | 継続            | 参議院新議員会館整備等事業に係る事業費。                            | 7,769      |
| 最高裁判所 | 事業 | 民間資金等活用裁判所施設整備等事業 | 継続            | 東京簡易裁判所墨田分室庁舎整備等事業及び東京地家裁立川支部(仮称)庁舎整備等事業に係る事業費。 | 1,155      |

分類中「事業」とは、国等が実施する具体的なPFI事業に係る経費（実施方針やVFM等の調査検討に係る経費、アドバイザー経費を含む）。

「補助」とは、地方公共団体等が実施するPFI事業の事業費について国が補助することが可能な（或いは可能となるように制度改正を要求する）国庫補助制度であり、当該年度にPFI事業に対する補助が見込まれていない制度も記載している。

「調査」とは、国等がPFI方式の適用等についての一般的な検討を行うための経費。

「調査補助」とは、地方公共団体等が実施するPFI事業の導入に係る調査費用について国が補助する制度。

1 - 2 新たな国庫債務負担行為の設定

(単位：百万円)

| 要求機関  | 事項                                       | 概要                          | 限度額    | 国庫の負担となる年度          |
|-------|--|-----------------------------|--------|---------------------|
| 警察庁   | 都道府県警察施設整備費補助金                           | 都道府県警察施設の整備に対する補助。          | 1,253  | 平成23年度以降<br>3箇年度以内  |
| 金融庁   | 民間資金等活用官庁施設維持管理運営費                       | 中央合同庁舎第7号館整備等事業に係る事業費。      | 714    | 平成22年度以降<br>12箇年度以内 |
| 法務省   | 民間資金等活用法務省施設整備等事業<br>民間資金等活用矯正施設維持管理運営経費 | 美祢社会復帰促進センター整備・運営事業に係る事業費。  | 11,636 | 平成23年度以降<br>14箇年度以内 |
| 外務省   | 民間資金等活用在外公館施設整備等事業                       | 在エジプト日本国大使館新事務所整備等事業に係る事業費。 | 232    | 平成22年度以降<br>15箇年度以内 |
| 国土交通省 | 民間資金等活用静止気象衛星施設維持管理<br>運営                | 静止地球環境観測衛星の運用等事業に係る事業費。     | 37,666 | 平成27年度以降<br>15箇年度以内 |
| 衆議院   | 新議員会館整備等事業経費                             | 衆議院新議員会館整備等事業に係る事業費。        | 2,389  | 平成22年度以降<br>10箇年度以内 |
| 参議院   | 参議院新議員会館整備等事業                            | 参議院新議員会館整備等事業に係る事業費。        | 1,416  | 平成22年度以降<br>10箇年度以内 |
| 会計検査院 | 民間資金等活用官庁施設維持管理運営                        | 中央合同庁舎第7号館整備等事業に係る事業費。      | 58     | 平成22年度以降<br>12箇年度以内 |
| 最高裁判所 | 民間資金等活用裁判所施設整備等事業                        | 東京地家裁立川支部(仮称)庁舎整備等事業に係る事業費。 | 9      | 平成22年度以降<br>9箇年度以内  |

2. 行政財産の貸付け等（PFI法 十一條の二、十二條関連）

| 要求機関 | 対象事業                            | 新規・拡充<br>継続の別 | 概算要求概要   | 貸付け等を行う<br>年度（予定） |
|------|---------------------------------|---------------|--|-------------------|
| 法務省  | 美祢社会復帰促進センター整備・運営事業             | 継続            | 当該事業の用に供する行政財産（国有地：台帳価格932百万円）を無償で選定事業者に貸し付ける。   | 平成17年度<br>～36年度   |
|      | 島根あさひ社会復帰促進センター整備・運営事業          | 継続            | 当該事業の用に供する行政財産（国有地：台帳価格1,343百万円）を無償で選定事業者に貸し付ける。 | 平成19年度<br>～37年度   |
| 財務省  | 公務員宿舍月寒東住宅（仮称）整備事業              | 継続            | 当該事業の用に供する行政財産（国有地：台帳価格1,335百万円）を無償で選定事業者に貸し付ける。 | 平成21年度<br>～平成23年度 |
|      | 公務員宿舍亀岡住宅（第2期）整備事業              | 継続            | 当該事業の用に供する行政財産（国有地：台帳価格581百万円）を無償で選定事業者に貸し付ける。   | 平成21年度<br>～平成22年度 |
|      | 公務員宿舍方南町住宅（仮称）整備事業              | 継続            | 当該事業の用に供する行政財産（国有地：台帳価格2,790百万円）を無償で選定事業者に貸し付ける。 | 平成21年度<br>～平成22年度 |
|      | 公務員宿舍津田沼第2住宅（仮称）整備事業            | 継続            | 当該事業の用に供する行政財産（国有地：台帳価格1,700百万円）を無償で選定事業者に貸し付ける。 | 平成20年度<br>～平成22年度 |
|      | 公務員宿舍稲毛海岸住宅（仮称）整備事業             | 継続            | 当該事業の用に供する行政財産（国有地：台帳価格5,194百万円）を無償で選定事業者に貸し付ける。 | 平成21年度<br>～平成22年度 |
|      | 公務員宿舍朝霞住宅（仮称）整備事業               | 継続            | 当該事業の用に供する行政財産（国有地：台帳価格746百万円）を無償で選定事業者に貸し付ける。   | 平成21年度<br>～平成23年度 |
|      | 公務員宿舍若水住宅及び千種東住宅整備事業            | 継続            | 当該事業の用に供する行政財産（国有地：台帳価格2,704百万円）を無償で選定事業者に貸し付ける。 | 平成21年度<br>～平成22年度 |
|      | 公務員宿舍堺住宅（仮称）（期）整備事業             | 継続            | 当該事業の用に供する行政財産（国有地：台帳価格1,950百万円）を無償で選定事業者に貸し付ける。 | 平成21年度<br>～平成22年度 |
|      | 公務員宿舍伊丹住宅（仮称）（期）整備事業            | 継続            | 当該事業の用に供する行政財産（国有地：台帳価格2,343百万円）を無償で選定事業者に貸し付ける。 | 平成21年度<br>～平成22年度 |
|      | 公務員宿舍牛田住宅（第期）整備事業               | 継続            | 当該事業の用に供する行政財産（国有地：台帳価格8,327百万円）を無償で選定事業者に貸し付ける。 | 平成21年度<br>～平成23年度 |
|      | 甲府地方合同庁舎（仮称）・公務員宿舍甲府住宅（仮称）整備等事業 | 継続            | 当該事業の用に供する行政財産（国有地：台帳価格500百万円）を無償で選定事業者に貸し付ける。   | 平成21年度<br>～平成23年度 |

| 要求機関  | 対象事業                         | 新規・拡充<br>継続の別 | 概算要求概要  | 貸付け等を行う<br>年度（予定） |
|-------|------------------------------|---------------|---|-------------------|
| 文部科学省 | 中央合同庁舎第7号館整備等事業              | 継続            | 当該事業の付帯事業（民間収益施設）に関して、行政財産（国有地：台帳価格8,834百万円）を、その用途又は目的を妨げない限度において、有償で選定事業者に貸し付ける。 | 平成16年度<br>～46年度   |
| 国土交通省 | 東京国際空港国際線地区貨物ターミナル整備・運営事業    | 継続            | 当該事業の用に供する行政財産（国有地：台帳価格239,758百万円の内数）を有償で選定事業者に貸し付ける。                             | 平成20年度<br>～50年度   |
|       | 東京国際空港国際線地区旅客ターミナルビル等整備・運営事業 | 継続            | 当該事業の用に供する行政財産（国有地：台帳価格239,758百万円の内数）を有償で選定事業者に貸し付ける。                             | 平成20年度<br>～50年度   |
| 衆議院   | 衆議院赤坂議員宿舎整備等事業               | 継続            | 当該事業の付帯事業（民間収益施設）に関して、行政財産（国有地：台帳価格661百万円）を、その用途又は目的を妨げない限度において、有償で選定事業者に貸し付ける。   | 平成16年度<br>～43年度   |
|       | 衆議院新議員会館整備等事業                | 継続            | 当該事業の用に供する行政財産（国有地：台帳価格81,785百万円）を無償で選定事業者に貸し付ける。                                 | 平成18年度<br>～24年度   |
| 参議院   | 参議院新議員会館整備等事業                | 継続            | 当該事業の用に供する行政財産（国有地：台帳価格48,345百万円）を無償で選定事業者に貸し付ける。                                 | 平成18年度<br>～24年度   |

### 3. 財政投融资等

(単位：百万円)

| 要求<br>機関 | 制度等  | 新規・拡充<br>継続の別 | 概要   | 22年度<br>予算                 |
|----------|--|---------------|--|----------------------------|
| 内閣府      | 沖縄振興開発金融公庫による融資<br>(沖縄自立型社会資本整備融資制度 <sup>6</sup> ) | 継続            | P F I 法第 2 条第 1 項に定める P F I の対象施設の建設、維持管理及び運営等を実施する P F I 事業者への融資。 | 46,000 <sup>7</sup><br>の内数 |

<sup>6</sup> 現行の「沖縄自立型社会資本整備融資制度」の概要

対象施設：P F I 法第 2 条第 1 項に定める P F I の対象施設

金利：政策金利

融資比率：70%

<sup>7</sup> 沖縄振興開発金融公庫「産業開発資金」の総額

#### 4. 税制改正

| 税 目            | 概 要   |
|----------------|---|
| 不動産取得税         | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ P F I 法に基づく選定事業者が選定事業（いわゆるサービス購入型で、法律の規定により P F I 法第 2 条第三項第一号又は第二号に掲げる者がその事務又は事業として実施するものであることを当該者が証明したものに限る。）により整備する一定の家屋に係る不動産取得税について、当該家屋の価格の 2 分の 1 に相当する額を価格から控除する課税標準の特例措置を 5 年延長する。（地方税法附則第 11 条第 10 項参照：平成 26 年度末取得分まで。）</li> <li>・ P F I 法に基づく選定事業者が政府の補助を受けて選定事業により整備する国立大学の校地内の校舎の用に供する家屋の取得に係る不動産取得税について、当該家屋の価格の 2 分の 1 に相当する額を価格から控除する課税標準の特例措置を 5 年延長する。（地方税法附則第 11 条第 12 項参照：平成 26 年度末取得分まで）</li> </ul> |
| 固定資産税<br>都市計画税 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ P F I 法に基づく選定事業者が選定事業（いわゆるサービス購入型で、法律の規定により P F I 法第 2 条第三項第一号又は第二号に掲げる者がその事務又は事業として実施するものであることを当該者が証明したものに限る。）により整備する一定の家屋及び償却資産について固定資産税及び都市計画税の課税標準を価格の 2 分の 1 にする措置を 5 年延長する。（地方税法附則第 15 条第 30 項参照：平成 26 年度末取得分まで）</li> <li>・ P F I 法に基づく選定事業者が政府の補助を受けて選定事業により整備する国立大学の校地内の校舎の用に供する家屋及び償却資産に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準を 2 分の 1 にする措置を 5 年延長する。（地方税法附則第 15 条第 34 項参照：平成 26 年度末取得分まで）</li> </ul>                             |

（参考：既存の税制特例措置）

| 税 目     | 概 要  |
|---------|--|
| 特別土地保有税 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 公共施設等の建設を行う P F I 事業の用に供する土地についての特別土地保有税を非課税とする措置。（地方税法第 586 条第 2 項第 1 号の 7 参照） 平成 15 年度より、特別土地保有税の新規課税は停止</li> </ul> |